

令和 6 年度

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

山口市監査委員

監査第23号

令和7年8月28日

山口市長 伊藤和貴様

山口市監査委員	馬越帝介
同	石高雅美
同	宮崎高行

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
(1)	健全化判断比率	1
ア	実質赤字比率	2
イ	連結実質赤字比率	2
ウ	実質公債費比率	3
エ	将来負担比率	4
(2)	資金不足比率	5
	用語説明	6

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見

1 審査の対象

- (1) 健全化判断比率
- (2) 資金不足比率
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類
 - ① 健全化判断比率算定様式
 - ② 資金不足比率算定様式

2 審査の期間

令和 7 年 8 月 1 4 日から令和 7 年 8 月 2 6 日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、山口市監査委員監査基準に準拠し、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類について、これらの計数の正確性を検証するため、関係書類との照合調査を行うとともに、関係職員から内容を聴取する等の方法により審査した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(1) 健全化判断比率

(単位：％)

比率の名称	令和 6 年度	令和 5 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.26	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.26	30.00
実質公債費比率	6.3	6.1	25.0	35.0
将来負担比率	89.3	72.1	350.0	

注 上記表中の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表している。

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、普通会計に相当する一般会計及び特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をパーセントで表したものであり、次の数式により算出される。

$$\text{実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

○実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

- ・繰上充用額 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

一般会計等の実質収支額の合計は、7 億 3,149 万 7 千円の黒字となっており、実質赤字比率は算定されなかった。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、普通会計に相当する一般会計及び特別会計と公営企業や国民健康保険事業などの公営事業に係る特別会計を含めた全会計を対象とした実質赤字（資金不足額）の標準財政規模に対する比率をパーセントで表したものであり、次の数式により算出される。

$$\text{連結実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

○連結実質赤字額（（A＋B）－（C＋D））

- A 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- B 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- C 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- D 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

全会計を対象とした連結実質収支額は、58 億 6,016 万 6 千円の黒字となっており、連結実質赤字比率は算定されなかった。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、普通会計に相当する一般会計及び特別会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率をパーセントで表したものであり、次の数式により算出される。

$$\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還} \\ \text{金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}} \times 100$$

(3 か年平均)

○準元利償還金（A から E までの合計額）

- A 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
- B 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- C 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- D 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- E 一時借入金の利子

実質公債費比率は、単年度では、令和 4 年度 6.48558%、令和 5 年度 6.18082%、令和 6 年度 6.51948%となっており、3 か年平均は 6.3%で、前年度（6.1%）に比べ 0.2 ポイント高くなっている。

エ 将来負担比率

将来負担比率は、普通会計に相当する一般会計及び特別会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をパーセントで表したものであり、次の数式により算出される。

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

○将来負担額（AからHまでの合計額）

- A 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- B 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- C 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- D 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- E 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- F 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- G 連結実質赤字額
- H 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能基金額

AからFまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

将来負担額 1,566 億 6,280 万 3 千円から充当可能財源等の合計額 1,197 億 4,035 万 1 千円を差し引いた額を、標準財政規模 496 億 7,625 万 5 千円から算入公債費等の額 83 億 4,596 万 8 千円を差し引いた額で除して算出した将来負担比率は 89.3%で、前年度（72.1%）に比べ 17.2 ポイント高くなっている。

(2) 資金不足比率

(単位：％)

会計の名称	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.00
簡易水道事業会計	—	—	20.00
公共下水道事業会計	—	—	20.00
農業集落排水事業会計	—	—	20.00
漁業集落排水事業会計	—	—	20.00
鑄銭司第二団地整備事業特別会計	—	—	20.00
国民宿舎特別会計	—	—	20.00

注 上記表中の「—」は、各公営企業会計とも資金不足額がないことを表している。

資金不足比率は、一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した資金不足額の事業規模に対する比率をパーセントで表したものであり、次の数式により算出される。

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

○資金の不足額

- ・資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- ・資金の不足額（法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－歳入額）－解消可能資金不足額
- ※解消可能資金不足額 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○事業の規模

- ・事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
- ・事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
- ※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
- ※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足額はなかった。

○用語説明

・ 早期健全化基準

財政の早期健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

・ 財政再生基準

財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準の数値を超えるものとして定められた数値である。

・ 普通会計

地方財政状況調査(決算統計)において統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を統合し、会計間の重複等を控除して一つの会計として集計したものをいう。

・ 標準財政規模

基本的には基準財政収入額の算定の対象とされた標準税収入額等及び普通交付税額並びに臨時財政対策債発行可能額の合計額である。

・ 臨時財政対策債発行可能額

地方公共団体の一般財源の不足を補填するため、地方財政法第5条の特例として投資的経費以外の経費にも充てるために発行される地方債で普通交付税の算定額と実交付額の差額である。

・ 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うためなどの財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいう。

・ 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。

